

いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

《基本理念》

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。よって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

《いじめの定義》

いじめとは、「生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。 「いじめ防止対策推進法」第2条による

《いじめ類似行為の定義》

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条による

《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
イ 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する「生徒の自主的活動」を支援する。
ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者・地域住民・関係諸機関に対して道徳の授業公開を実施する。

② いじめの早期発見・即時対応のための措置

ア 「心の健康チェック」を毎月実施する。その集計結果を全教職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。
イ 各学期に1回、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。
ウ 「スクールカウンセラー」の活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。

③ いじめの防止等のための対策に従事する教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する職員研修を年間研修計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

④ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要な啓発活動として外部講師を招いての「携帯・ネットトラブル防止教室」を開催する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため以下の機能を有する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
〈構成員〉◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、各学年生徒指導担当、SC、必要に応じ関係機関職員（児童相談所、地区担当保健師等）
〈活動〉ア アンケート調査及び教育相談に関すること
イ いじめ問題に対する生徒・保護者・地域住民の理解を深めること
ウ いじめ事案発生時の対応
〈開催〉週1回の生徒指導部会を定例会とし、いじめ事案発生時はその都度開催する。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、生徒指導主事と連携しすみやかに事実の有無の確認を行う。
イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導並びにその保護者への助言を継続的に行う。（学年部・生徒指導部）
ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。（学年部・生徒指導部）
エ いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。（生徒指導主事・学年部・教頭・校長）
オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、佐渡市教育委員会及び佐渡警察署等と連携して対処する。（校長・教頭）

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。（校長・教頭）
- ② 市教委と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。（教頭）
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。（生徒指導部・教頭）
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。（校長・教頭）

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめ防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見・即時対応のための取組に関すること